

各都道府県私立学校主管部課
各都道府県専修学校主管課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
高等教育局私学部私学助成課

感染症対策等の学校教育活動継続支援事業に係る事業計画書（令和3年度）の提出について

各学校及び設置者におかれては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応に多大なる御尽力を頂いており、感謝申し上げます。

令和2年度第3次補正予算に計上された本事業について、令和3年3月1日付及び令和3年7月1日付で交付決定を行ったところですが、感染力の強い新たな変異株（デルタ株）への置き換えや新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の全国的に急速に増加したことにより、各学校における感染症対策の一層の徹底が求められることなどを踏まえ、1校当たりの補助上限額を引き上げる実施要領の改正を行いました。

ついては、本事業の追加募集を行いますので、下記の内容をご確認いただくとともに所轄の私立高等学校等及び専修学校（高等課程）に対して周知いただき、別紙1に基づき、事業計画書を取りまとめるうえ、9月30日（木）までに文部科学省までご提出くださいますようよろしくをお願いします。

なお、本事業の追加申請に当たり、既に交付決定を受けている補助金額について、未執行の分がある場合については、未執行分を全額活用し、また、既に購入した消毒液等の保健衛生用品等を活用してもなお不足が見込まれる分に限って申請いただきますよう検討をお願いします。

記

1. 補助対象

- ①令和3年3月1日付け及び令和3年7月1日付け交付決定の対象となっていない学校
- ②令和3年3月1日付け及び令和3年7月1日付け交付決定の対象となっている学校（今回申請の際の補助上限額は、改正後の補助上限額から既交付決定額を減じた額となります）

2. 補助対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

3. 今後のスケジュール（予定）

9月30日（木）	事業計画書提出〆切
10月初旬	交付申請書提出依頼
10月中旬	交付申請書提出〆切
11月上旬	交付決定

本件担当

- 私立高等学校等について
高等教育局私学部私学助成課総括係
T E L : 03-5253-4111 (内線 2 5 7 9)

- 専修学校について
総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第二係
T E L : 03-5253-4111 (内線 3 4 6 8)

学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業）
事業計画書の提出について

1. 募集対象事業

- ・感染症対策等の学校教育活動継続支援事業

2. 補助対象学校種

私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、
専修学校（高等課程）

3. 提出物

- ・事業計画書（別添1（様式1-5））【学校法人において作成】
- ・交付申請予定額一覧【都道府県において作成】
- ・事業計画書（都道府県事務費）（別添2（様式1-5））【都道府県において作成】
※申請ある場合のみ

なお、申請を希望する場合は、別添1（様式1-5）を学校単位で作成してください（例えば、同一法人内の中学校と高等学校が同一事業に申請を希望する場合、それぞれ中学校及び高等学校ごとに様式を作成）。

また、学校法人において作成する様式をメールで御提出いただく際は、都道府県において一つの excel ファイル にまとめていただきますようお願いいたします。

4. 提出方法及び期限

電子メール：令和3年9月30日（木）17：00（電子媒体（excel））

5. 提出先

電子メール：sigakujo@mext.go.jp（私立高等学校等）
syosensy@mext.go.jp（専修学校（高等課程））

※学校種ごとに担当が分かりますので宛先に御注意ください。

※都道府県事務費の申請がある場合、私立高等学校等担当へ御提出ください。

6. 注意事項

- ・事業計画書（別添1（様式1-5））における児童生徒数については、令和2年度学校基本調査へ報告した数と一致させてください。ただし、令和3年度に新設された学校については令和3年4月時点の児童生徒数としてください。

学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業）
における都道府県事務費の補助上限額について

感染症対策等の学校教育活動継続支援事業における都道府県事務費の補助上限額については、原則以下のとおりとする。ただし、以下の補助上限額を超えて事務費が必要となる都道府県がある場合には、個別の状況を確認の上必要に応じて追加配分を行うことがある。

所轄の学校数	補助上限額
1校～300校	400万円
301校～600校	600万円
601校～900校	800万円
901校以上	1,000万円

※令和3年3月1日付け及び令和3年7月1日付けの交付決定を受けた都道府県の補助上限額は、上記補助上限額から既交付決定額を減じた額となる。